任継 記番号	900	•		常務理事	事務長	課長	担当者
資格取得年月日	R		•				
資格喪失予定年月日	R						
標準報酬月額			千円				

# 健康保険 任意継続被保険者資格取得申請書

被保険者情	在職時の 被保険者 証の	記号	•	番号	氏名		フリガナ						
	生年月日	□昭和		年 月		В	性別		〕男	口女			
		口 平成	<u>.</u>										
報	住所	₸											
		電話番号(日中連絡先)											
	勤務してい <del>た。</del>												
資	恪取得年月日 (入社日)	□昭和 □平成 □令和	年	月	日		失年月日 日の翌日)	令和	4	ŧ	月	П	
	格喪失時の 準報酬月額		千円										
	保険料の 納付方法  一毎月納付 □ 6ヶ月前納 □ 12ヶ月前納 ※次月以降の保険料の納付方法について、 希望するものにチェックをしてください。 記入がない場合は毎月納付とします										い。		
申請期限内に申請する ことができなかったとき はその事由													
申請の手続きは、資格喪失した日(退職日の翌日)より20日以内に行ってください。 期限経過後に申請があり、その遅延事由が正当なものでない場合、被保険者として適用することができませんのでご注意ください。  ①「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」 ② 初月の保険料(金額については事前に当組合までお問い合わせください) 書 ③ 被扶養者がいる場合「健康保険被扶養者異動届」 収入のある方は、給与明細直近3ヶ月分のコピー・年金額通知書のコピー等を添付  ※手続き前に国民健康保険の保険料等と比較検討をお願いします。  ② 付印													
兵庫県建築健康保険組合													

#### ※保険料の納付方法について

毎月納付 ⇒ 毎月初めに当組合より納付書を送付いたしますので、

10日(10日が土日祝日の場合は、翌営業日)までに金融機関(ATM可)でお振込みください。(納付の際にかかる手数料は別途ご負担ください)

※納付期限までに保険料を納付されなかった場合は、資格を喪失します。

・前納⇒ (6ヶ月、12ヶ月) 保険料は年度を単位として一括して先に納付することができます。 保険料の割引があり、納付の手間が省けるほか、納め忘れを防ぐことが できます。



- ※資格取得時の前納は資格取得月の末日(末日が土日祝日の場合は翌営業日) までに納付することにより前納となるため、申請時期によっては前納する ことができない場合があります。
- ※資格取得日の属する月の月末までに翌月分からの前納ができます。

### 【任意継続制度に加入するための条件】

- ・資格喪失年月日の前日(退職日)までに継続して2ヶ月以上の被保険者期間があること。 (前に加入していた任意継続被保険者期間は含まれません。)
- ・資格喪失日(退職日の翌日)から20日以内に、当組合へ申請書を提出(必着)すること。 提出期限が土日祝日など当健康保険組合の休業日にあたる場合は、翌営業日となります。 退職日より前のご提出はできません。

## 【任意継続被保険者の加入期間】

任意継続の加入期間は、任意継続被保険者となってから2年間です。

ただし、以下の理由に該当したときは、2年を経過しなくても任意継続被保険者の資格を喪失します。

- (1)毎月の保険料を納付期限までに納付しなかったとき
- (2)就職等により、健康保険等の被保険者となったとき
- (3)被保険者の方が亡くなられたとき
- (4)被保険者の方が後期高齢者医療制度の被保険者となったとき
- (5)被保険者の方から資格喪失したい旨の申し出があったとき

#### ≪被扶養者異動届添付書類≫

・収入を証明する書類

給与明細(直近3ヶ月分)のコピー、直近の年金額改定(振込)通知のコピー、確定申告書のコピー等

- 学生証のコピー又は在学証明書(16歳以上の学生)
- ・仕送りの事実と仕送り額の確認できる書類(別居の場合)※16歳未満および16歳以上の昼間の学生は添付不要現況届、預金通帳等のコピー(振込の場合)、現金書留控えのコピー(送金の場合)